

## 第2節 高齢期の暮らしの動向

### 1 就業・所得

#### (1) 経済的な暮らし向きについて心配がない 65歳以上の者は68.5%

内閣府の調査では、経済的な暮らし向きについて「心配がない」（「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」と「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」の計）と感じている人の割合は全体で68.5%となっている（図1-2-1-1）。

#### (2) 高齢者世帯の所得はその他の世帯平均と比べて低い

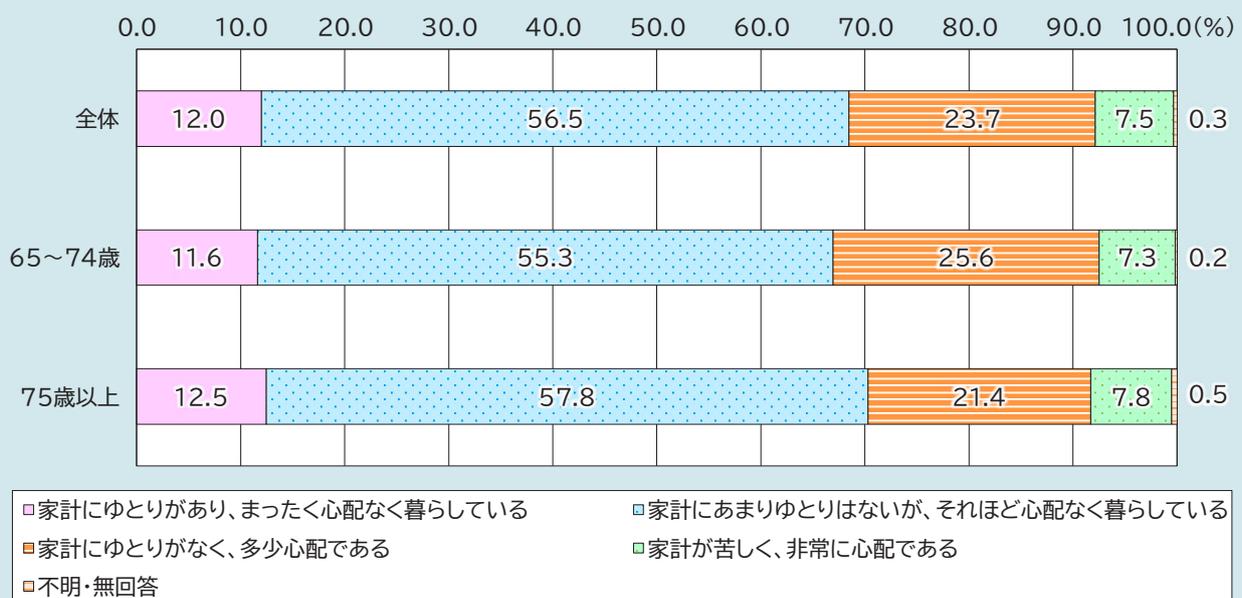
高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の平均所得金額（令和2年の1年間の所得）は332.9万円で、全世帯から高齢者世帯

と母子世帯を除いたその他の世帯（689.5万円）の約5割となっている。

なお、等価可処分所得<sup>2</sup>を平均金額で見ると、高齢者世帯は237.1万円となっており、その他の世帯（336.5万円）の約7割となっている（表1-2-1-2）。

（注2）等価可処分所得とは、世帯人員数の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った所得。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が、生活コストが割高になることを考慮したもの。なお、世帯の可処分所得とは、世帯収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である。

図1-2-1-1 65歳以上の人の経済的な暮らし向き（択一回答）



資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3年度）

（注1）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

（注2）調査は60歳以上の男女を対象としているが、本白書では、65歳以上の男女の集計結果を紹介する。

また、高齢者世帯の所得階層別分布を見ると、150～200万円が最も多くなっている（図1-2-1-3）。

さらに、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯について、公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合を見ると、公的年金・恩給が家計収入の全てとなっている世帯が約4分の1となっている（図1-2-1-4）。

### (3) 世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の1.4倍

資産の状況を二人以上の世帯について見ると、世帯主の年齢階級別の家計の貯蓄・負債の全般的状況は、世帯主の年齢階級が高くなるにつれて、1世帯当たりの純貯蓄（貯蓄から負債を差し引いた額）はおおむね増加し、世帯主が60～69歳の世帯及び70歳以上の世帯では、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有している。年齢階級が高くなるほど、貯蓄額と持家率がおおむね増加する一方、世帯主が30～39歳の世帯をピークに負債額は減少していく（図1-2-1-5）。

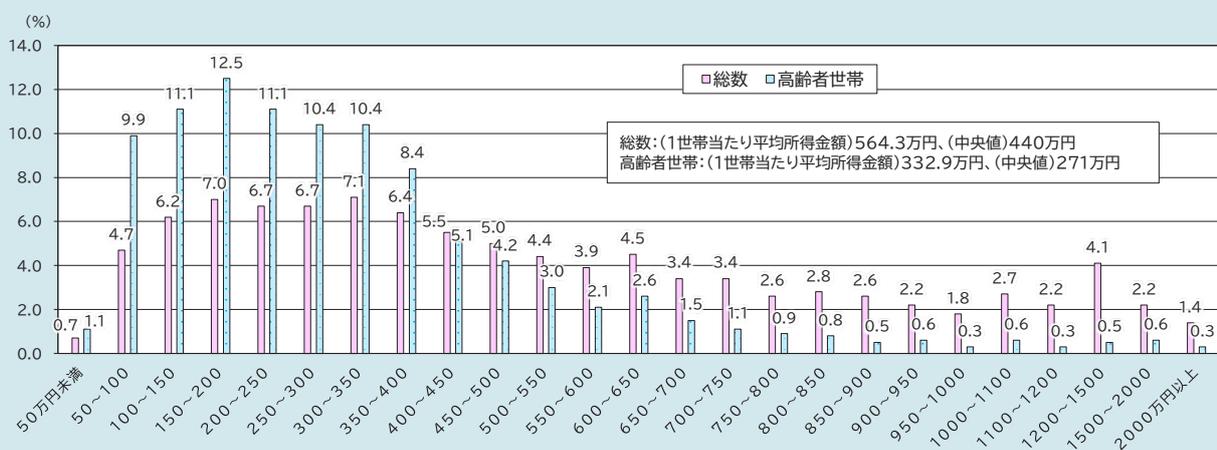
表1-2-1-2 高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額 (平均世帯人員)	平均等価可処分 所得金額
高齢者世帯	332.9万円 (1.57)	237.1万円
その他の世帯	689.5万円 (2.82)	336.5万円
全世帯	564.3万円 (2.39)	310.2万円

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和3年）（同調査における令和2年1年間の所得）

- (注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。  
 (注2) 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したものをいう。  
 (注3) その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。

図1-2-1-3 高齢者世帯の所得階層別分布

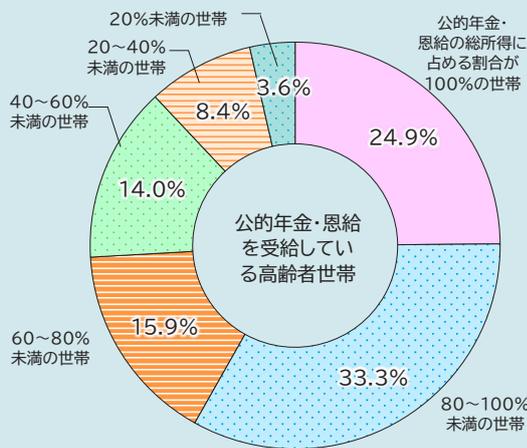


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和3年）

(注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

図1-2-1-4

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



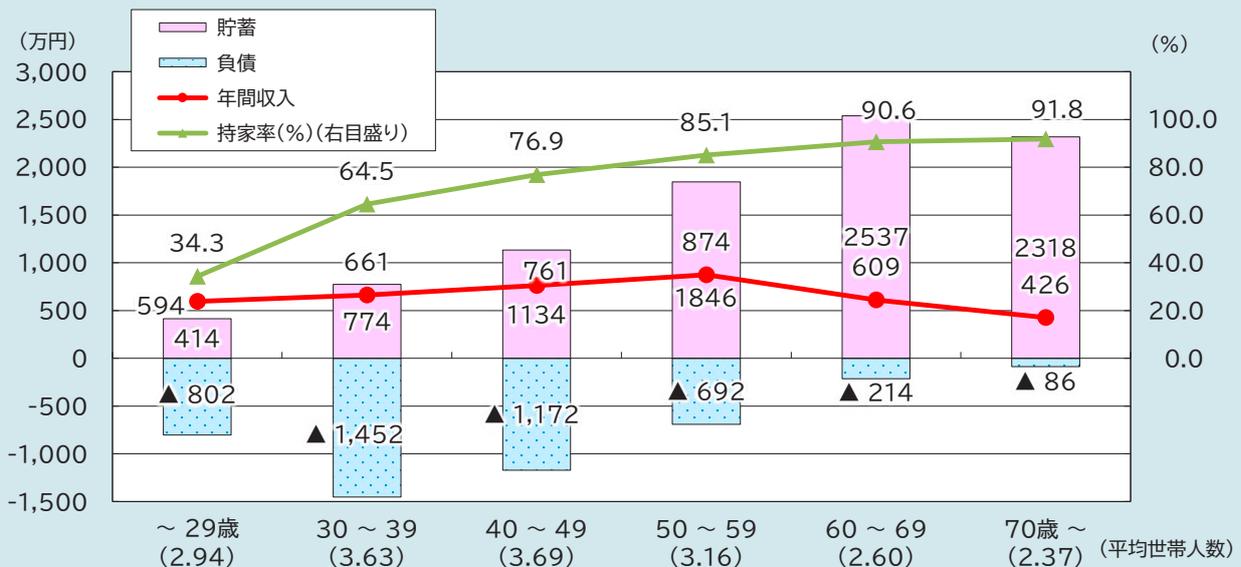
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和3年)  
 (同調査における令和2年1年間の所得)  
 (注1) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。  
 (注2) 令和2年の数値は、「特別定額給付金」の影響がある。

また、二人以上の世帯の貯蓄現在高について、世帯主の年齢が65歳以上の世帯と全世帯の中央値を比較すると、前者は1,588万円と、後者の1,104万円の約1.4倍となっている。二人以上の世帯の貯蓄現在高階級別の世帯分布を見ると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が17.7%であり、全世帯(12.8%)と比べて高い水準となっている(図1-2-1-6)。

さらに、金融資産の分布状況を世帯主の世代別に見ると、世帯主の年齢が60歳以上の世帯が占める割合が令和元年には63.5%となっている(図1-2-1-7)。

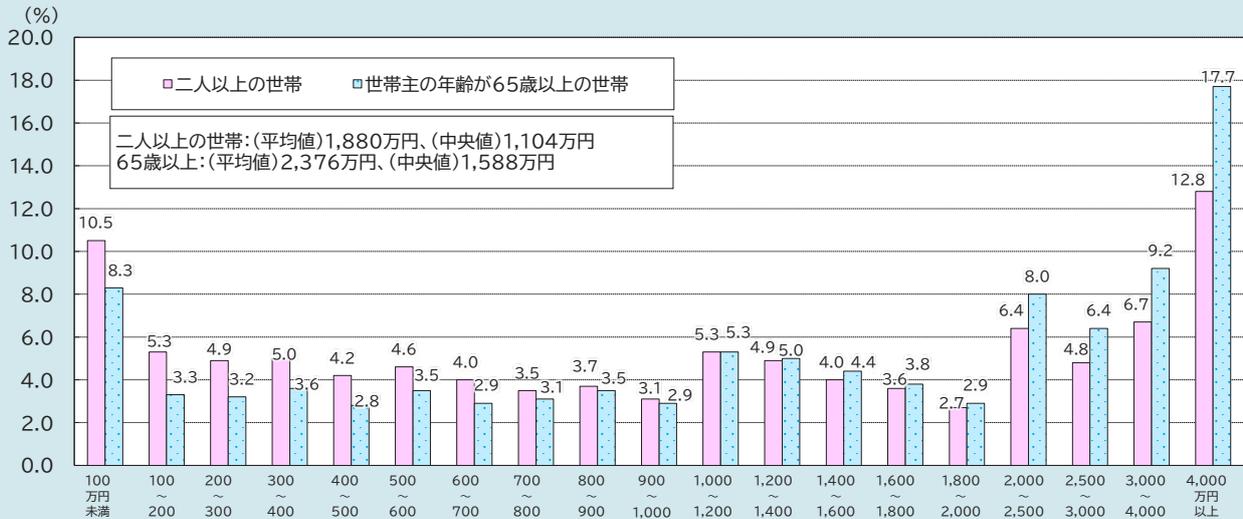
図1-2-1-5

世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、持家率



資料：総務省「家計調査(二人以上の世帯)」(令和3年)

図1-2-1-6 貯蓄現在高階級別世帯分布



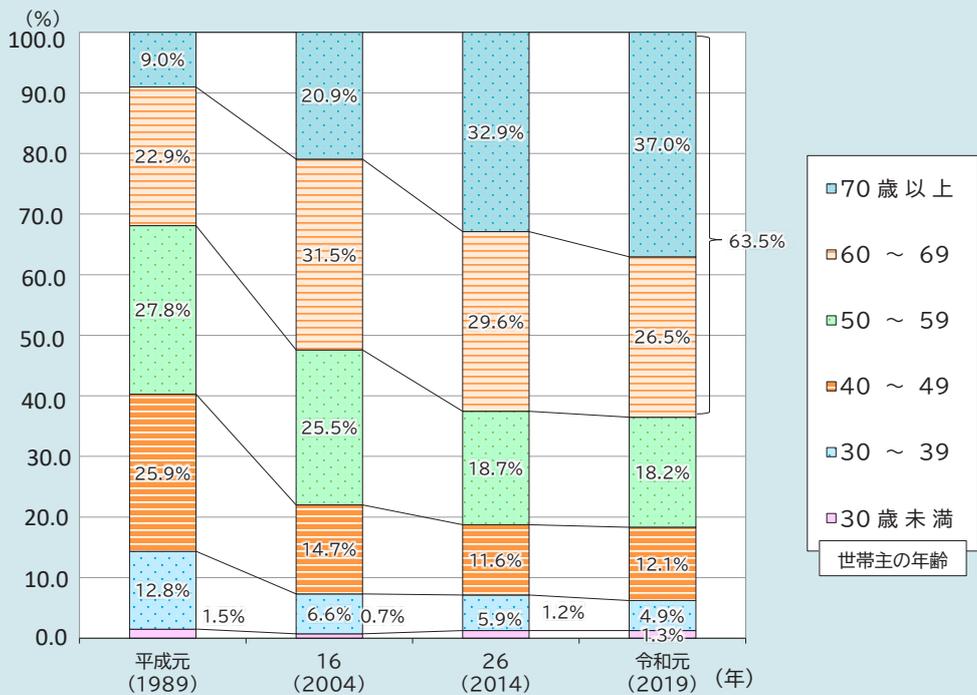
資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和3年）

(注1) 単身世帯は対象外

(注2) ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計

(注3) 中央値とは、貯蓄現在高が「0」の世帯を除いた世帯を貯蓄現在高の低い方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいう。

図1-2-1-7 世代別金融資産分布状況



資料：総務省「全国家計構造調査」より内閣府作成

(注1) このグラフでいう金融資産とは、貯蓄現在高のことを指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(注3) 平成26年以前は「全国消費実態調査」として実施しており、集計方法等が異なる。平成26年については令和元年と同様の集計方法による遡及集計を施しているが、それ以前の結果についてはこの限りではないので、比較する際には注意が必要である。